住宅の瑕疵に関する諸問題
その1 制度的保証と入居者の希望

阪市大生活科学 〇 姜淳柱 松岡貴世子 沖田富美子 上林博雄

1. はじめに:住宅の瑕疵に関する研究はいまだ系統的・総体的に行われていない。本小 論は本格的な全国規模の調査研究とその実証的分析を遂行する前段として行った基礎的研 究の部分をなすものである。基礎的研究全体の概要については今秋他学会に発表した。※そ の1では瑕疵保証の現状、居住者の希望、および関連する問題点について論述する。 2. 瑕疵保証の現状:現行の民法による規定、その他、建築関係4 会連合の規定、高層住 宅協会申合せ、プレハブ住宅協会申合せ等について表示する。また参考のため各国の住宅 保証保険制度について例示する。(建設省「住宅性能総合評価システムの開発」報告書) 3 ・ 瑕疵保証に対する居住者の希望: 主要構造部、内装・設備等別に各需給種類に応じ希 望される保証期間について表示し説明する。 4 ・ 結果 (問題点) : 1)主要機造部の保証期間として居住者は 5 年以上を希望しているが 民法の1年よりプレハブ住宅協会や4会契約の故意や過失の10年(ただし雨もり等は除外 )に及んでいる。このような相違は語意の解釈があいまいなためであるが、諸先進国の例 より10年とすべきものと思われる。 2)内装・設備については居住者の 3 ~ 5 年に対し、 0

~2年としている例が多いが同例よりすれば2年とすべきだと考えられる。なお設備機器が0.5~1年になっていることにも問題があろう。3)主要構造部の10年以上、また内装等の5年以上は必ずしも工事の瑕疵とはいえないので別の保証制度を開発する必要があろう。 ※上林、松岡、他/:住宅の瑕疵に関する基礎的研究(その1、瑕疵の量的把握、その2、瑕疵発生の因果関係) 日連学大会研報機 概 1980・9、